

輸出免税(引越免税)について

引越免税とは

『引越免税(輸出免税)』とは、EU圏外で使用することを前提として引越(帰国等)の際に購入した品物が、免税の対象となる制度です。ご帰国3ヶ月前から※1、引越免税でのお買い物ができますが、「旅行者免税」とは異なる書類が必要です。

※1 通関する日から3ヶ月なので、1便2便と分ける方は1便をだす3ヶ月前から引越免税のお買い物を開始する事ができますが、取扱期間も販売店が独自ルールを決めているので、一部の販売店は1ヶ月のみしか扱わないお店があります。

手続きに必要な書類

お店に提出※2

- 引越業者発行の『引越証明書』
(ATTESTATION DE DEMENAGEMENT)
- パスポートのコピー

お店からもらう

- 輸出用 Invoice (領収書・レシート・Facture など)
以下3点の事項が明記されていること
 1. EORI 番号 (輸出者登録番号。輸出企業は事前登録が義務付け)
 2. 購入者の名前と EU 圏外の住所
 3. 購入品の明細 (商品名・個数)

※2 ごく一部の販売店は会社からの辞令も要求されます。

●引越免税とお店の関係●

販売店にとり免税手続きは義務ではありません。説明しても理解してもらえず手続きして貰えない事や独自ルール(期間や最低購入金額等)の設定をしている店舗もあります。返金手続きも手数料を減額し返金してくる販売店もあります。



注意事項

●引越荷物として免税ができないもの

※貴金属、宝石、など (貴金属、宝石など単独で輸送すれば免税手続き可能ですが、輸送自体を引越とは別に行うので、その費用が免税額より高額になったり、日本輸入時に課税されますゆえ、得策ではありません)

●よくあるトラブル

※お店からの返金がない → 返金先を購入時に店員さんから聞かれなかった方は返金されないはずですが。(返金先を伝えてないので返金のしようがないはず) 購入時点で、店員さんへお客様側から書面できっちり『この口座へ、または、このカードへ免税分を返金してください』と伝えておく事が大切です。詳細をいただければ弊社から輸出証明書類を返送時に販売店に連絡することも可能です。

※『引越証明書』ならびに『免税書類』に記載される氏名の注意事項

●パスポートに表記されているローマ字名であること

●返金は銀行振り込みとなる店舗が多く、銀行の口座名義人と姓・名とともに同一であること。

例)奥様が買い物される場合、

Mr. et Mme. Taro YAMADA で書類を作成されてしまうと、免税を断られる店舗が多数あります。

免税書類には、Mr. Taro YAMADA et Mme. Hanako YAMADA という両名の姓・名が記載されている必要があります。

※購入時は担当した売場の店員さんは免税するといって書類も作ってくれたが、いざ、輸出証明を返送してもお店の経理部の人は『うちの店は税金の返金はもともと行っていない。(中止した)』というように、店頭店員さんは自分の販売成績になるので、確認もせず書類だけつくるお店があります。

※お店で作成した書類ですが、品物の内容がおおざっぱすぎて税関担当官が書類審査すらできないと却下される。

(例:日用品= les objet quotidien などと記載されたら、どんな品物なのか誰もわからないので却下されるリスクは大きいです)

※居住国以外のEU圏で買い物した荷物について却下される事例もあります。(例:イタリア旅行し持ち帰り、引越荷物にいれて発送となると、輸出用の書類は正しい物でもEU域内を持って帰ったということは使用したと同じことなので承認しないという税関もあります)

※EORI番号をとっていない店舗の場合、どうやったら取得できるのか?を店舗へ説明は可能。書式ダウンロードのURL等も連絡できますが、販売店にとり義務ではないので、そこまでしてやりたくないといわれてしまうと、それ以上は何もできないので店舗次第とご理解下さい。

※一部の店舗では購入品をお客様へ渡さず引越会社が店舗へ回収という店舗があり、回収費用は別途請求する場合があります。また、店舗側からの集荷連絡がない、または、連絡があっても引越作業の7日以前にない場合は自宅からの荷物とは別便で発送する事態となる場合があります。その場合、別便で発送する費用はお客様へ追加請求致します。また、集荷品の検品は致しません。品物の過不足や誤品リスクもあるので購入品を持ち帰れない店舗で購入するのは非常にリスクが高く、そういう店舗での免税購入は自己リスクで判断されてください。弊社はいかなるトラブルについても免責とさせていただきます。

日本トランスユーロ ➡ 引越免税サポート

お店の免税対応情報を
ネットでCHECK!

『免税ガイド』

過去のそのお店の免税書類をダウンロードできます。
印刷し、購入時に『これと同じ書類を作って』
といえ一目瞭然でスムーズです!



困ったときには、
お店からCALL!

『免税ヘルプライン』

引越免税のことを知らない店員さんへは、
お客様にわかってフランス語で説明します。



『免税ガイド』のウェブサイトアドレスとログインパスワード、『免税ヘルプライン』の電話番号は、日本トランスユーロでのご引越をご用命の際に、担当者よりご案内いたします。ぜひご利用ください。